

令和3年度学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー 学生支援を巡る状況について

● 令和3年12月10日

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

《目次》

◆ コロナ禍における学生のメンタルヘルスケア	2
◆ 自殺予防とメンタルヘルスケア	9
◆ 経済的支援	13
◆ その他学生支援	21

【コロナ禍における学生のメンタルヘルスケア】

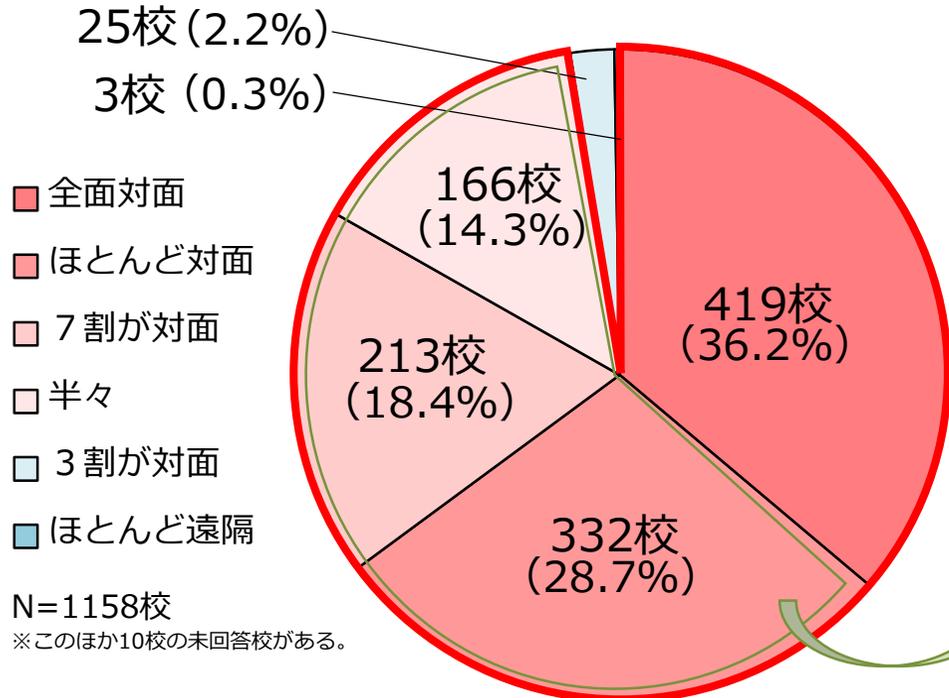
令和3年度後期の大学等における授業の実施方針等について

(調査の概要)

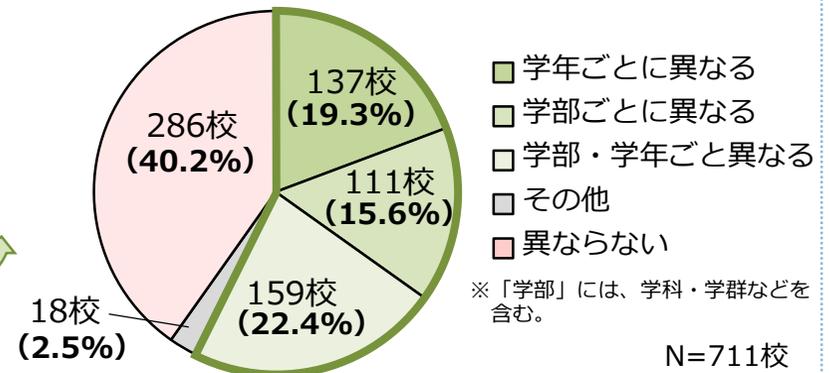
- 調査対象：全国の国公立大学（短期大学を含む）及び高等専門学校
- 調査時点：令和3年10月7日（**調査時点での令和3年度後期の授業実施方針等**について質問）
- 調査趣旨：各大学等の令和3年度後期の授業の実施方針等について調査し、全国の状況を把握するもの。

令和3年度後期における対面・遠隔授業の実施方針

- 半分以上を対面授業とする予定とした大学等**は、1158校中1130校（**約97.6%**）。
中でも、**7割以上を対面授業とする予定とした大学等**は964校と、全体の**約83.2%**にのぼる。



- ・ 対面・遠隔授業を併用するが、全体の半分以上を対面授業で行う予定とする大学のうち、**約6割は、学部や学年によって授業形態に差**があると回答。
- ・ 詳細についての自由記述からは、前期の調査結果と同様、履修人数の多い授業については、教室の収容定員との関係から遠隔授業にならざるを得ない等の回答が多数見られたが、1・2年生など低学年の学生に対して優先的に対面授業を行うとする回答もあった。



※ **10月7日時点で、現に授業をどのような形態で実施しているか**を尋ねたところ、**半分以上を対面授業で行う大学等の割合は約85.6%**となっており、一部区域で直前まで実施されていた緊急事態宣言等の影響と考えられる。

※ 「全面対面」とは、感染対策を講じつつ、コロナ禍前と同じ範囲で対面授業を行っているものを指す。「ほとんど対面」は8割以上を対面授業としているもの、「ほとんど遠隔」は対面授業が2割以下の状況を指す。

→ 極端にキャンパスに通う機会が少ない学部・学年が生じることのないよう、引き続き、**低学年の学生への配慮を含めて、丁寧な対応を行うことが必要**。

新型コロナウイルスの影響を受けた学生への支援状況等に関する調査①

- ◆ 調査対象：全国の国公立大学（短期大学を含む）及び高等専門学校（回答率95.1%）
- ◆ 調査時点：令和3年8月末時点
- ◆ 調査趣旨：各大学等における経済的に困難な学生に対する支援状況や中途退学者・休学者の状況等について調査

令和3年
8月末時点

1. 令和3年度後期の授業料の納付猶予・減免の実施状況について

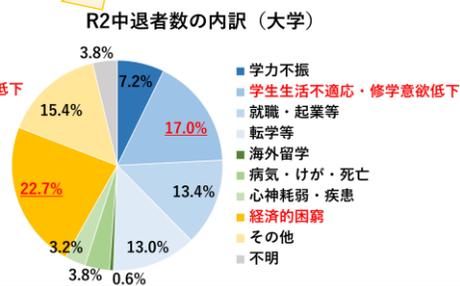
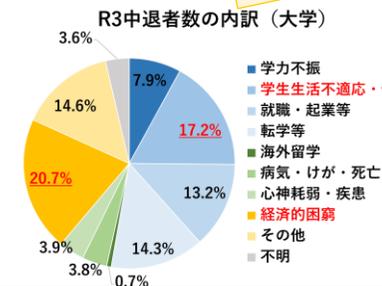
- 令和3年度前期に引き続き、後期についても各大学等において授業料の納付猶予や、大学独自の授業料等減免を実施予定。
- ・全体の97.3%の大学等において後期分の授業料の納付猶予を実施又は実施予定。（全体の72.8%の大学等で納付期限を1月以降に設定。）
- ・高等教育の修学支援新制度に加え、全体の61.3%の大学等において、経済的に困難な学生を対象とした各大学等による独自の授業料等減免を実施又は実施予定。

2. 中途退学者の状況（4月～8月の状況を比較）

- 中退者数の割合は、令和2年度に比べて令和3年度の方がわずかに減少しているが、コロナを理由とした中退者数の割合は増加している。
- 中退者の内訳は、令和3年度と令和2年度で概ね同様の傾向。主なものは、経済的困窮(20.7%)、学生生活不適応・修学意欲低下(17.2%)など。

大学 (大学院生含む)	全体		学部1年生のみ	
	R3年度 (4月～8月)	R2年度 (4月～8月)	R3年度 (4月～8月)	R2年度 (4月～8月)
中退者数	11,862人 (701人)	12,322人 (385人)	1,929人 (87人)	1,827人 (157人)
学生数に占める 中退者数の割合	0.40% (0.02%)	0.41% (0.01%)	0.28% (0.01%)	0.26% (0.02%)

※括弧内は、そのうち新型コロナウイルス感染症の影響によるものと回答があった者の数/割合
 ※R元年度同時期中退者の数（割合）：14,239人（0.48%）

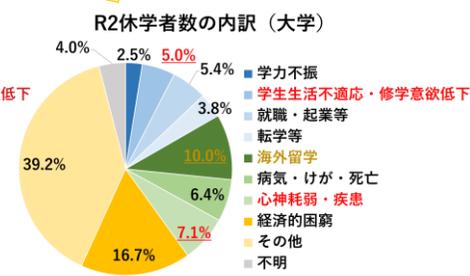
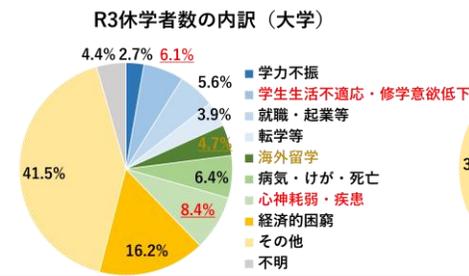


3. 休学者の状況（8月末時点の状況を比較）

- 休学者数の割合は、令和2年度に比べて令和3年度の方が若干増加しており、コロナを理由とした休学者数の増加割合は、それを上回っている。
- 休学者の内訳は、令和2年度に比べ海外留学が減少。主に、学生生活不適応・修学意欲低下(6.1%)や心神耗弱・疾患(8.4%)が増加。

大学 (大学院生含む)	全体		学部1年生のみ	
	R3年度 (8月末時点)	R2年度 (8月末時点)	R3年度 (8月末時点)	R2年度 (8月末時点)
休学者数	50,908人 (4,418人)	47,087人 (2,677人)	3,308人 (318人)	2,720人 (356人)
学生数に占める 休学者数の割合	1.70% (0.15%)	1.57% (0.09%)	0.48% (0.05%)	0.39% (0.05%)

※括弧内は、そのうち新型コロナウイルス感染症の影響によるものと回答があった者の数/割合
 ※R元年度同時期の数値を把握していない。



新型コロナウイルス感染症の影響による学生等の学生生活に関する調査（抜粋）

- 調査対象：無作為に抽出した学生約3,000名⇒有効回答者：1,744名
- 調査期間：令和3年3月5日～27日（令和3年5月25日公表）
- 調査趣旨：新型コロナウイルス感染症による学生生活への影響について実態を把握することにより、今後の国及び大学等における学生への支援策の検討に役立てる。

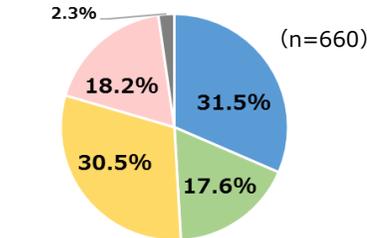
<悩みについて>

- 学生生活における悩みとしては、**将来のキャリアに関する悩みが最も多い**。
- 学内の友人関係に関する悩みを抱える学生は約3割だが、**友人関係の悩みは、学部1年生で割合が高い**。
- 学生の相談先としては、友人等、家族等、同級生等が多く、**学校の相談窓口等へ相談する者は少ない**。

(1) 授業等に関すること

⇒悩みを抱える学生は**37.9%**

(以下はその理由の内訳：択一選択)

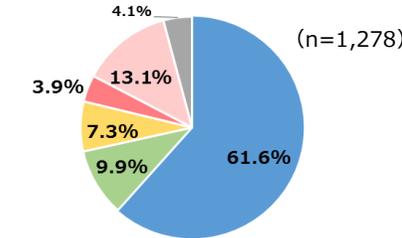


- 成績が芳しくない（単位取得状況や留年などを含む）ため
- 授業内容がおもしろくない、不満であるため
- 授業形態（オンライン授業などを含む）が不満であるため
- その他
- （未回答）

(2) 将来のキャリアに関すること

⇒悩みを抱える学生は**73.3%**

(以下はその理由の内訳：択一選択)

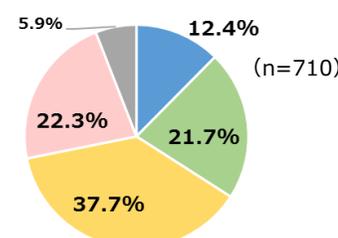


- 学校卒業後のキャリアの見通しが立てられないため
- これまで考えていたキャリアプランの変更が必要になっているため
- 学内のキャリアセンターなどに進路の十分な相談ができないため
- 試験や採用面接などであっても県をまたいだ移動が困難なため
- その他
- （未回答）

(3) 経済的な状況に関すること

⇒悩みを抱える学生は**40.7%**

(以下はその理由の内訳：択一選択)

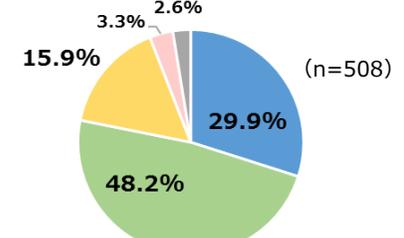


- 授業料等の学納金を支払うことが困難であるため
- 生活費（食費や家賃を含む）の支払いが困難であるため
- 満足いく学生生活を送るためのお小遣い等が不足しているため
- その他
- （未回答）

(4) 学内の友人関係に関すること

⇒悩みを抱える学生は**29.1%**

(以下はその理由の内訳：択一選択)



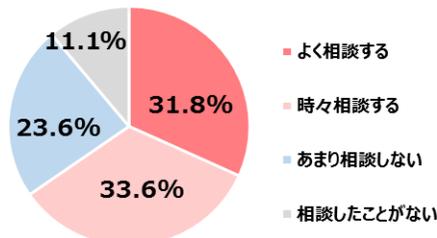
- 友人が思うように作れないため
- 友人と思うように交流することができないため
- 友人と交流できるが、サークル活動や旅行等に行くことができないため
- その他
- （未回答）

(5) 悩みを改善・解決するための相談先

※「相談する学生」の数値は、いずれも「よく相談する」及び「時々相談する」と回答した割合の合計

① 保護者や兄弟姉妹など

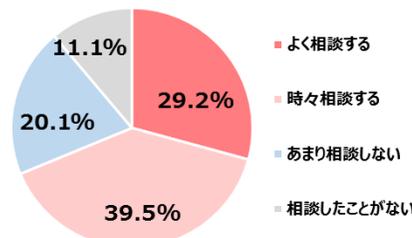
⇒相談する学生は**65.4%**



- よく相談する
- 時々相談する
- あまり相談しない
- 相談したことがない

② 友人など

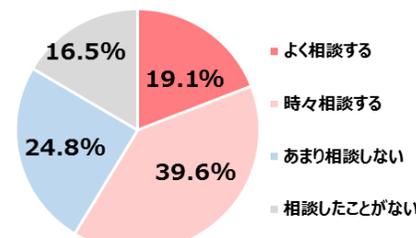
⇒相談する学生は**68.7%**



- よく相談する
- 時々相談する
- あまり相談しない
- 相談したことがない

③ 校内の同級生・先輩後輩

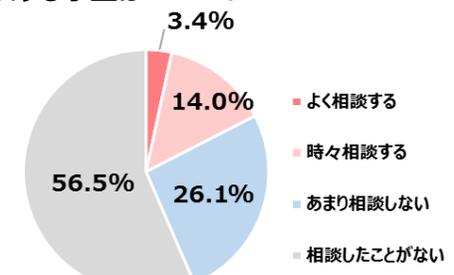
⇒相談する学生は**58.7%**



- よく相談する
- 時々相談する
- あまり相談しない
- 相談したことがない

④ 学校の教職員や相談窓口

⇒相談する学生は**17.4%**



- よく相談する
- 時々相談する
- あまり相談しない
- 相談したことがない

➡ **悩みを抱えた学生に対しては、身近な立場にあたる大学等において、より一層の相談体制の強化を図っていくことが必要。**

大学における具体的な取組事例① <学生相談・メンタルヘルス関係>

明治大学

(東京都・私立大学)

コロナ禍でも「つながる」取組

自宅からでも多様な相談

- 多様な不安を抱える学生のために、オンラインによる相談体制を学生相談室やレインボーサポートセンターが構築。**心身の健康や交流のためのオンラインイベント**を半年間で約40回開催。HPから**メッセージ動画**等の情報発信。教員、カウンセラー、精神科医などが最大限サポート。

オンライン個別相談の様子



国士舘大学

(東京都・私立大学)

学生目線で多様なニーズに対応

学生の声を受け止め寄り添う総合相談窓口の開設

- 学修、学生生活、人間関係、進路など多岐にわたる相談を受け付ける「**総合相談窓口**」を開設 (Web化)
- 相談内容に応じて、**面談対応部署や配慮内容を加味して、適切な面談対応者をマッチング**。
- 「総合相談窓口」とすることで、従来どこに相談していいかわからず相談に至らなかった潜在的な学生のニーズを発掘し受け止める。
- 相談内容や対応方法を蓄積することで、**より一人ひとりの学生に寄り添った支援の対応検討**につなげている。

「1年生交流会」の実施

- 感染防止対策を徹底したうえで、学部毎に6日間の「**1年生交流会**」を各キャンパスで実施。学生同士で連絡先を交換したり、レクリエーションを通じて交流を深めたりと、学生調査で課題として見た“**横のつながり**”を構築する機会となった。参加した学生からは「学内の施設や研究室を実際に見たことで入学した実感がわいた」との声があがった。



聖心女子大学

(東京都・私立大学)

「ひとりも取り残さない」学生に寄り添う対応

学長メッセージに込められた新入生への配慮

「11月6日(金)からは、これまで**キャンパスに来る機会が少なかった1年次生**にも、ごく一部ではありますが、**キャンパスにて学習できる授業を用意**できることになりました。もちろん、従来通り、オンラインでの受講も可能です。成績評価に有利、不利はありませんので、それぞれの環境に合わせ、各自の判断で受講の形式を選ぶことができます。今後も皆様のご理解とご協力を得ながら、「**ひとりも取り残さない**」未来に向け、歩み出したいと念じております。」

ひとりひとりの悩み、大学がしっかり受け止めます

- 4月以来、2000件以上のオンライン相談が寄せられ、そのひとつひとつに丁寧に回答。**ひとりの学生も取り残さない**対応。

山梨県立大学

(山梨県・公立大学)

学生に寄り添い、不安や疑問を解消する取組

1年生を対象としたオンライン座談会の開催

- 大学生活を経験したことのない1年生を対象に、**悩みを共有する場、横のつながりを作る場**として大学主催でオンライン座談会を開催。
- 授業や履修のことだけにとどまらず、大学生活全体やアルバイト、サークル活動について**不安や疑問を質問し合い、解消していく学生たちの姿が印象的**。
- 県大ほっとカフェでは、**すべての学生を対象**として、大学からの情報発信や**学部・学年の枠を超えた交流**ができるよう、上級生との交流やゲームなど、**参加した学生の要望を踏まえて、ともに作り上げていくイベントとする**。

オンライン座談会の様子



参加した学生



司会進行する職員

大学における具体的な取組事例② <学生相談・メンタルヘルス関係>

東北大学

(宮城県・国立大学)

新生の不安や悩みに寄り添ったきめ細かな対応

感染防止策を講じたオリエンテーションや始業式

- ・後期開始前に1年生オリエンテーションを実施し、学生間の親睦を深めるため、1年生自己紹介及び先輩学生も交えたアイスブレイクを実施。また、3密を避けながら体育館で後期始業式を実施し、**学生が大学の行事に参加する機会を確保**。



学生一人ひとりへのきめ細かな相談対応

- ・全学生にアドバイザー教員を配置するとともに、**学生ピアサポーター制度（在学生がピアサポーターとして新生にきめ細かなアドバイスを行う制度）を創設**し、全ての新生に先輩学生から修学指導を行っている。

大阪大学

(大阪府・国立大学)

新生歓迎イベントを開催し、総長が語りかけ

新生交流会の実施

- ・入学以降、ほとんどキャンパスに来る機会がない学部新生らの不安や孤独感を解消し、キャンパスの雰囲気を感じてもらうための取組として、**新生交流会（ウエルカム！阪大）を実施**。
- ・交流会は、6月中～下旬にかけて10回実施。約1,000名の学生が参加し、西尾総長と学生の懇談や、大阪大学の紹介、新生生同士の交流会等が開催された。**参加した学生からは「ようやく阪大生になれた」との感想があった**。



交流会の様子

宇都宮大学

(栃木県・国立大学)

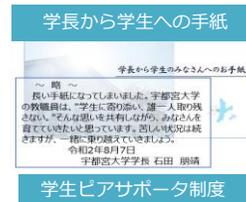
学長自らが学生や保護者に熱意・誠意を持って説明

全新入生へ対面でのエール発信

- ・対面授業に学長が出向き、全ての学部で新生にエールを送った。

学長の手紙を公式HPに掲載、全学生の保護者に郵送

- ・**学長からの手紙や動画をホームページで配信**し、学生に授業や学生支援の説明を行うとともに、**全保護者に資料を郵送し大学の状況を説明**。



学生ピアサポーター制度の実施

- ・上級生が1年生数人のグループとオンラインおしゃべりサロンを行う学生ピアサポーター制度を実施。



山口県立大学

(山口県・公立大学)

チューター制度等による相談体制の構築

チューター制度の活用による学生支援

- ・各学科にチューター制度を設置しており、小規模大学の良さを生かしたきめ細かい学生支援を実施。学内連携により、学生一人ひとりに寄り添った相談体制を構築。

学内連携による支援

- ・キャリアサポートセンターでは電話相談や遠隔プログラムを提供。
- ・健康サポートセンターでは、全学生対象の健康調査を実施し、要支援学生への積極的な支援を展開するなど、健康チェックや健康相談、メンタル相談事業等を強化。

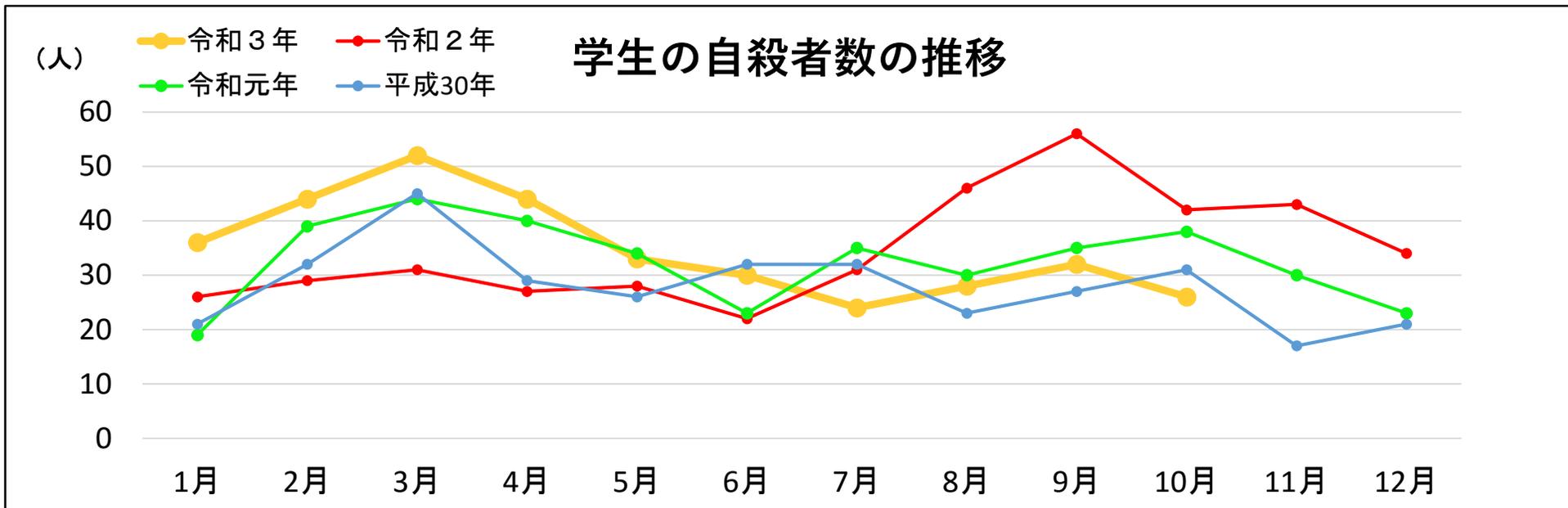


<参考> 新型コロナウイルス感染症対策（主なもののみ抜粋）

- 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html 
- 新型コロナウイルス感染症対策（内閣官房）
<https://corona.go.jp/> 
- 新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html 
- 海外安全ホームページ（外務省）
<https://www.anzen.mofa.go.jp/> 

【自殺予防とメンタルヘルスケア】

学生の自殺者数の推移



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
令和3年	36	44	52	44	33	30	24	28	32	26			262
令和2年	26	29	31	27	28	22	31	46	56	42	43	34	415
令和元年	19	39	44	40	34	23	35	30	35	38	30	23	390
平成30年	21	32	45	29	26	32	32	23	27	31	17	21	336

【学生の年別自殺者数の推移】

	総計	男性	女性
令和2年	415	297	118
令和元年	390	283	107
平成30年	336	242	94
平成29年	356	265	91
平成28年	374	294	80

※本資料の「学生」とは、大学生、大学院生、短期大学生、高等専門学校生（4・5年生）を指す。

※令和3年は暫定値。

(出典) 厚生労働省「自殺の統計：各年の状況」「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」を基に文部科学省において作成

➤ 自殺対策

- ・令和2年の我が国の自殺者は2万人超。うち大学生は415人。
- ・令和元年の20歳代や30歳代における死因の第1位が自殺

(出典:自殺の統計:各年の状況/厚生労働省
令和2年版自殺対策白書/厚生労働省)

- 各大学における学生相談を担当する教職員の能力の向上、ノウハウや情報の共有、学内(学生相談室、保健管理センター、指導教員、学生支援担当部署等)の連携向上、「ピア・サポート」の活用等、学生の心の相談体制の強化が重要

<参考>

- ・自殺対策基本法(平成18年法律第85号)
- ・自殺総合対策大綱(平成29年7月25日閣議決定)

○自殺総合対策大綱(平成29年7月25日閣議決定)

第2. 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

<年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている>

非常事態はいまだ続いていると言わざるをえない。若年層では、20歳未満は自殺死亡率が平成10年以降おおむね横ばいであることに加えて、20歳代や30歳代における死因の第一位が自殺であり、自殺死亡率も他の年代に比べてピーク時からの減少率が低い。さらに、我が国の自殺死亡率は主要先進7か国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えている。

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

(2) 学生・生徒等への支援の充実

大学等においては、学生の心の問題・成長支援に関する課題やニーズへの理解を深め、心の悩みを抱える学生等を必要な支援につなぐための教職員向けの取組の推進を図る

○メンタルヘルスに関する指導・啓発のための取組状況

✓ 68.4% 学内広報物による周知

✓ 72.3% ガイダンス

✓ 36.1% ホームページに掲載

✓ 10.9% 啓発的な講演会等の開催

(出典:大学等における学生支援の取組状況に関する調査(令和元年度)/JASSO)

【学外の相談窓口】

○まもろうよこころ(電話相談・SNS相談)(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokok>

○新型コロナウイルス感染症に係る心のケアに関する自治体相談窓口一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12255.html

○若者を支えるメンタルヘルスサイト(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/kokoro/youth/>

【学生の自殺防止のためのガイドライン(日本学生相談学会)】

<https://www.gakuseisodan.com/wp-content/uploads/public/Guideline-20140425.pdf>



学生の自殺防止対策・メンタルヘルスケア

大学等への要請、関係省庁等との連携

◎ 文部科学省高等教育局長通知等での累次にわたる要請〈学生のメンタルヘルスケアの充実〉

- ・学内の組織体制の整備(相談窓口の設置、電話やメール等での相談にも確実に対応できる体制の確保)、新入生をはじめとした学生生活に悩みや不安を抱えた学生の把握、カウンセラーや医師等の専門家との連携等、学生の悩みや不安に寄り添った対応を各大学等に依頼

令和3年度予算において、新たに学内の相談体制の強化等に必要な経費を計上(令和4年度概算要求においても引き続き計上)
・国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金として、学生の相談体制の強化等に必要な経費を計上

- ・厚生労働省と連携し、自治体で設置する相談窓口やメンタルヘルスケアのサポートに役立つ情報等について、大学等を通じて学生に周知
- ・「学生の自殺防止のためのガイドライン」(日本学生相談学会)について、各大学等に周知

大学等の取組状況及び学生の悩み等の把握、好事例の展開

◎ 大学等における具体的な取組事例の公表(令和2年12月23日公表)

- ・1年生を対象としたオンライン座談会の開催、学生ピアサポーター制度(在学生が新入生等にアドバイスを行う制度)の創設等を公表

◎ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生等への支援状況等に関する調査(令和3年5月25日公表)

【中途退学者・休学者の状況(令和元年度と令和2年度の1年間の状況を比較)】

- ・中途退学者の割合は、令和元年度と比べて令和2年度の方が少ない(2.50%→1.95%)
- ・休学者の割合は、令和元年度と令和2年度で、大きな変化はない(2.45%→2.26%)

◎ 新型コロナウイルス感染症の影響による学生等の学生生活に関する調査(令和3年5月25日公表)

- ・文科省が作成したウェブサイトより、学生が直接回答
- ・オンライン授業の状況、学生の経済状況、学生が抱える悩みや相談先等について調査

◎ 各大学等における学生へのメンタルヘルスケア等の取組状況調査(令和3年7月2日公表)

- ・ほぼ全ての大学等が学生に対する相談窓口を設置
- ・約9割の大学等がカウンセラーや医師等の専門家との連携、電話やメール等での相談受付
- ・約8割の大学等が学生同士や教職員とのコミュニケーションの機会を設定、生活面での相談体制を強化

学生相談を担当する教職員への研修・普及啓発

◎ 大学等の教職員が出席する会議やセミナー等での研修・普及啓発

- ・(独)日本学生支援機構において、「心の問題と成長支援ワークショップ」や「学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー」を毎年度開催

今後の取組

◎ 大学等における自殺予防対策等の検証

- ・大学の自殺予防に関する現況調査を実施している有識者等と連携し、自殺予防への大学等における適切な対応等について検証

【經濟的支援】

高等教育の修学支援の確実な実施

令和4年度要求額・要望額 事項要求 ※内閣府計上予算含む
(前年度予算額 5,840億円)



事業概要

「大学等における修学の支援に関する法律」(令和元年5月法律第8号)に基づき、少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう**高等教育の修学支援新制度(授業料等減免・給付型奨学金)**を**確実に実施(内閣府計上)**する。また、本事業と一体的な無利子奨学金事業についても、意欲のある学生等が経済的理由により進学を断念することがないよう、**貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与を確実に実施**するとともに、修士課程学生に対する業績優秀者返還免除制度の充実に向けて取組む。
※高等教育の修学支援新制度と一体的な経費(無利子奨学金)については予算編成過程で検討する。

高等教育の修学支援新制度(授業料等減免・給付型奨学金) : 事項要求(4,804億円)

【対象の学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
【対象の学生】住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等
(準ずる世帯の学生等には2/3又は1/3を支援)

【財源】消費税による財源を活用
(少子化に対処するための社会保障関係費として内閣府に予算計上、文部科学省で執行)

個人要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせずレポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

機関要件

- (国等による要件確認を受けた大学等が対象)
- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営課題のある法人の設置する大学等は対象外

授業料等減免【国等が各学校に交付】

- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。
(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金【日本学生支援機構が各学生等に支給】

(既存の給付型奨学金を受けている者は原則、新制度へ移行するが、移行ができない場合には卒業まで経過措置をとる。)

- 学業に専念するため、必要な学生生活費を賄えるよう措置。
(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与の確実な実施 無利子奨学金 : 事項要求(1,036億円)

区分	無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員	※ (50万9千人)	72万6千人
事業費	※ (3,099億円)	6,205億円
うち一般会計等	※ (政府貸付金(一般会計)1,036億円 財政融資資金 92億円)	財政融資資金 5,794億円
貸与月額	学生等が選択 (私立大学自宅通学の場合) 2、3、4、5、4万円	学生等が選択 (大学等の場合) 2~12万円の1万円単位
貸与基準 (令和4年度採用者)	学力 ・高校評定平均値 3.5以上(予約採用時)等 <住民税非課税世帯の学生等> ・成績基準を実質的に撤廃	①平均以上の成績 ②特定の分野において特に優秀な能力を有する ③学修意欲がある
	家計 私大自宅・給与所得・4人世帯の場合 ※家計基準は家族構成等による	
返還期間	卒業後20年以内 ※所得連動返還を選択した場合は、卒業後の所得に応じて変動	卒業後20年以内 (元均等返還)
返還利率	無利子	上限3%(在学中は無利子) (令和3年3月貸与終了者) 利率見直し 0.004% 利率固定 0.268%

(注)無利子奨学金の貸与人員、事業費における下段の()書きは前年度の予算規模

高等教育の修学支援新制度について (実施時期：令和2年4月1日)

※大学等における修学の支援に関する法律（令和元年5月10日成立）

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
 【支援内容】①授業料等減免制度の創設 ②給付型奨学金の支給の拡充
 【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
 （（令和2年度の在学学生（既入学者も含む）から対象））
 【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用
 国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

令和3年度予算額 4,804億円

授業料等減免 2,463億円※
 給付型奨学金 2,341億円
 ※公立大学等及び私立専門学校に係る
 地方負担分（404億円）は含まない。

国・地方の所要額 5,208億円

※令和4年度要求は事項要求

授業料等減免

○各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

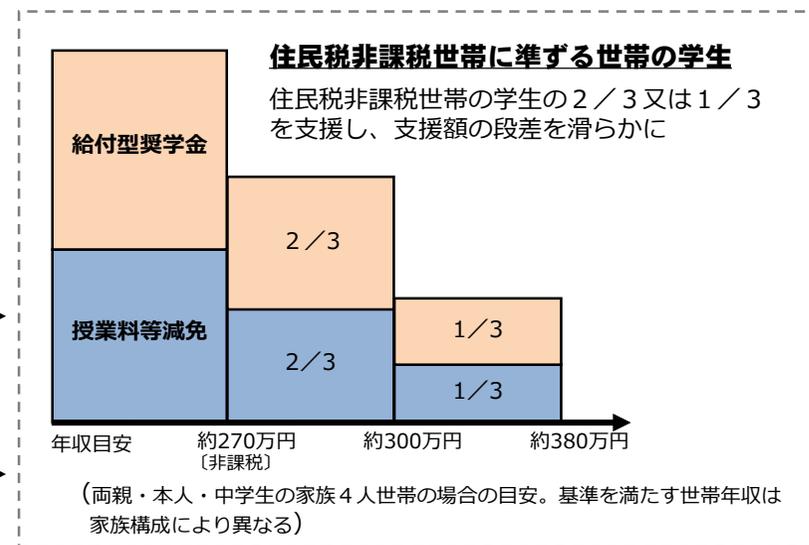
	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問探究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」参照 (http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)

新制度の周知にあたっての大学等の皆様方へのお願い

各大学等の皆様方のご理解・ご協力により、新制度については、多くの学生等からの申込みをいただくことができ、心よりお礼申し上げます。

今後とも、高等教育の修学支援新制度の支援対象者としての要件を満たす学生等が、ひとりでも多く本制度を利用いただけるよう、次のポイントを踏まえつつ、より一層の周知をいただくようお願いいたします。

ポイント① 9月以降に令和3年度第2回の在学採用を実施する予定です。

この場合、令和2年6月に確定した市町村民税情報に基づき、家計の経済状況に関する基準を満たすかの判定を行います。したがって、それまで要件を満たしていなかった方でも、支援の対象となる可能性があります。（支援は10月分から開始します。）

ポイント② 授業料等減免と給付型奨学金（生活費）を併せた手厚い支援が本制度の特徴です。

無利子貸与奨学金との併給に制限がかかることにより手元に入る現金が減ることを理由に、本制度への申込みを避けるケースもあると伺っています。このような方には、ほとんどの場合、授業料等減免と給付型奨学金との支援を併せて受けることにより、全体としては今までより大きな支援を受けられることを理解いただくことが大切であると考えています。

ポイント③ 本制度に少しでも興味を持った方には、ぜひ、こちらを！

より多くの学生・生徒やその保護者の方々に、本制度のことを知っていただけるよう、文部科学省と日本学生支援機構において次のコンテンツを用意しています。是非ともご覧いただくようご案内ください。



「高等教育の修学支援」公式キャラクター
【まねこ先生（左）とまなびーニャ（右）】

文部科学省 特設ホームページ
「**学びたい気持ちを応援します**」
（制度全体の概要をご案内しています。）



日本学生支援機構 進学資金シミュレーター
「**給付奨学金シミュレーション**」
（自身が対象となるかなどを大まかに調べられます。）



家計が急変した学生等への支援について

(高等教育の修学支援新制度
～授業料等減免・給付型奨学金～)

趣旨

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免＋給付型奨学金）は、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯を対象として支援。住民税は、前年所得をもとに算定されているが、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象とする。

家計を急変させる予期できない事由（急変事由）

生計維持者（学生の父母等）の死亡、事故・病気（による就労困難）、**失職（※）、災害等やむを得ない事由**

（※）失業について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。



→ この「やむを得ない事由」の中に、**今般の新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変についても対象にするよう運用を拡充**

	原則	家計急変の場合の特例
申込	年2回（4月始期分、10月始期分）	随時（急変事由の発生後3カ月以内に申し込み）
支援開始時期	4月始期 又は 10月始期	随時（認定後速やか） ※申請日の属する月の分から支給開始できるよう省令変更
対象者	家計、学業その他の要件を満たす者	急変事由が生じた者のうち、家計、学業その他の要件を満たす者
所得基準	住民税非課税世帯・これに準ずる世帯について、下記の算式により判定 市町村民税所得割 課税標準額×6% - (調整控除の額 + 税額調整額)	左記に準ずる額（年間所得の 見込額 を基に基準額を算定）
判定対象となる所得	前年所得 ※機構はマイナンバーで住民税情報を捕捉	急変事由が生じた後の所得 ※給与明細や帳簿等で確認 ※ 新型コロナウイルス感染症による影響で家計が急変した後の1ヶ月程度の所得で判定
支援区分の変更	毎年、夏に最新の住民税情報を確認し、10月分の支援から、支援区分を見直し（年1回）	3カ月毎に、急変事由が生じた後の所得を確認し、都度、支援区分を見直し（一定期間経過後は通常の扱いに戻す）

支援額（例）

	授業料等減免		給付型奨学金	
	入学金	授業料	自宅生	自宅外生
国公立大学	約28万円	約54万円	約35万円	約80万円
私立大学	約26万円	約70万円	約46万円	約91万円

※左記は住民税非課税世帯の場合。準ずる世帯の場合は2/3又は1/3。

※短期大学、高専、専門学校はそれぞれ支援額が異なる。

予算

令和3年度予算額

4,804億円

授業料等減免 2,463億円 ※公立大学等及び私立
給付型奨学金 2,341億円 ※公立大学等及び私立
専門学校に係る地方負担分(404億円)は含まない。

国・地方の所要額 5,208億円

※令和4年度要求は事項要求

家計が急変した学生等への支援について (貸与型奨学金)

○ 保護者の失職、倒産や災害等により家計が急変し、緊急に奨学金貸与の必要が生じた学生・生徒に対応する。(平成11年度創設)

緊急採用 (無利子) 奨学金

応急採用 (有利子) 奨学金

対象学校種	大学・短大、大学院 (修士課程・博士課程)、 高等専門学校、専修学校専門課程の学生・生徒	大学・短大、大学院 (修士課程・博士課程)、 高等専門学校 (4・5年生)、専修学校専門課程の学生・生徒
学力基準	学修意欲がある者	学修意欲がある者
家計基準	家計急変 (失職、災害等) 後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定 (基準) 一定年収 (700~1,290万円※) 以下 ※子ども1人~3人世帯の場合	家計急変 (失職、災害等) 後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定 (基準) 一定年収 (870~1,670万円※) 以下 ※子ども1人~3人世帯の場合
採用時期	随時	随時
貸与月額	通常の第一種奨学金 (無利子) と同額	通常の第二種奨学金 (有利子) と同額

貸与月額 ※貸与月額は学生等が選択 (下表の通り上限額あり)

第一種奨学金 (無利子)

第二種奨学金 (有利子)

	大 学				短期大学・高等専門学校 (4・5年生)・専修学校 (専門課程)			
	国公立		私立		国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
最高月額	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
その他 の月額			50,000円				50,000円	
	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円
	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円

2万円~12万円 (1万円単位)

※ 私立大学 医・歯学課程12万円を選択した場合、4万円の増額可
※ 私立大学 薬・獣医学課程12万円を選択した場合、2万円の増額可

(参考) 【第二種奨学金 貸与利率 (令和3年3月現在)】

- ・ 利率見直し方式 : 0.004%
- ・ 利率固定方式 : 0.268%

※ 家計収入 (年額) が一定額以上の場合は、各区分のその他の月額から選択します。

※ 2020年度以降に奨学生となる方から給付奨学金と併せて利用する場合は、上表の月額が調整されます。

学校ご担当者様へ

スカラシップ・アドバイザー 派遣事業をご活用ください!



スカラシップ・アドバイザーとは?

日本学生支援機構の研修を修了し、「スカラシップ・アドバイザー」の認定を受けたファイナンシャル・プランナーです。

スカラシップ・アドバイザーが

- 進学費用準備のための資金計画の説明・助言等を行うことにより、高校生や保護者などが進学を考えるにあたっての、経済的な不安の解消をお手伝いします。
- 安心して奨学金を利用するための知識を提供します。

- ・ 日本学生支援機構が「スカラシップ・アドバイザー」を派遣し、「奨学金等進学資金ガイドンス」を実施します。
- ・ 学校説明会やオープンキャンパスでの奨学金や進学のための資金計画の説明会などに是非ご活用ください。
- ・ 派遣料は無料です。

「奨学金等進学資金ガイドンス」内容

- | | |
|----------------------|----------|
| ①全体説明 (50～90分程度) | |
| ・ 大学等への進学のための資金計画の説明 | |
| ・ 奨学金事業の概略の説明 | など |
| ②個別相談 (30～90分程度) | 希望がある場合) |
| ・ 資金計画の作成への助言 | など |



申込方法、本事業の詳細は、こちらをご覧ください。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/adviser/index.html>

スカラシップ・アドバイザー 検索



※奨学金申込みの事務手続き・推薦事務に係る説明については、ガイドンス内容の範囲外となりますので、予めご了承ください。
※ガイドンス開催予定日の1ヶ月前までにお申込みください。

授業料や学生生活に係る費用にお悩みの学生等へ

高等教育の修学支援新制度 (年収～380万円(4人世帯の場合))

返済不要！

大学等独自の授業料等減免など (「高等教育の修学支援新制度」対象外の世帯)

- ・**授業料等減免** 年額最大70万円
(住民税非課税世帯・私立大学生の場合。別途入学金も支援)
 - ・**給付型奨学金** 年額最大91万円
(住民税非課税世帯・私立大学の自宅外生の場合。)
- ※令和3年4月から各学校で申込受付開始
※新型コロナの影響で家計が急変した場合も随時申込み可！

- ・経済的に困難な学生等に対しては、**大学等において授業料の納付猶予や大学等独自に授業料等減免**を行っている場合もありますので、個別に大学等に御相談ください。

日本学生支援機構の貸与型奨学金

無利子:年収～約800万円/有利子:年収～約1,100万円(4人世帯・私大・自宅通学)

- 無利子** 月額最大6.4万円(年額76.8万円)の貸与(私大の自宅外生の場合)
- 有利子** 月額最大12万円(年額144万円)の貸与(私大の自宅外生の場合)

※令和3年4月から各学校で申込受付開始

※新型コロナの影響で家計が急変した場合も随時の申込みにより、**年度途中から支援!**

- ・無利子・有利子ともに、既に採用されている方で一時的にまとまった費用が必要な場合は、12月に12～2月分の振込を受けることもできます!
- ・有利子については、新型コロナの影響で就職が決まらず、やむなく在学期間を延長する学生等や、ボランティア等により休学する学生等への貸与なども実施!
- ・返還に際しても、収入が一定額以下の場合、返還を猶予したり月々の返還額の減額、自治体や企業が代わって返還する制度など、様々な支援策があります!

生活に困難な方のその他支援策

- 国の教育ローン(日本政策金融公庫) **学生1人に最大450万円融資**
- 緊急小口資金(特例貸付) **最大20万円の貸付債務免除の特例あり**
- 生活福祉貸付金(教育支援資金) **最大月6.5万円無利子で貸付**
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金 ※ひとり親家庭のみ
- 地方創生臨時交付金 など

アルバイト収入の減少にお悩みの学生等へ

日本学生支援機構の緊急特別無利子貸与型奨学金

家庭から多額の仕送りを受けておらず、アルバイト収入が大幅に減少した学生等に対し、**令和3年度に限り、月額2万～最大12万円(大学院生は15万円)を貸与。 ※随時申込み可!**

新型コロナウイルス対応休業支援金・給付金 (学生等が申請)

事業主から休業(時短勤務、シフト削減含む)させられたが休業手当の支払いを受けることができなかった労働者(学生アルバイト含む)が申請可能。**休業前賃金の8割(一部6割、一日上限11,000円)を給付**

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金(新型コロナに伴う特例措置) (事業主が申請)

事業活動の縮小している事業主が、労働者(学生アルバイト含む)を休業させ、休業手当を支払った場合に、その雇用維持の取組を助成金により支援。

具体的な要件や申請
手続きの詳細はこちら



「高等教育の修学支援」公式キャラクター【まねこ先生(左)とまなびーニャ(右)】

修学支援
新制度



【そ の 他 学 生 支 援】

➤ 人権教育・啓発、差別の解消の推進等①

- ・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」等において、人権教育や差別解消のための教育や啓発について規定。
- ・このほか、薬害被害等についての理解・啓発により、第二の被害を生み出さないようにするとともに、苦しむ学生に対しては適切な配慮を検討していく必要。
- ・また、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の様々なハラスメントへの対応が求められている。

- 各大学等で人権教育・啓発、差別の解消の推進について積極的な取組みを期待。
- ハラスメントへの対応として、全ての学生及び教職員が相談できる窓口やハラスメントの防止・対策のための調査委員会等の整備・充実が必要。学内の相談窓口のみならず、外部の相談機関を活用することも有効。

<参考>

- 「文部省におけるセクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程の制定について(通知)」(平成11年3月30日文高大第211号)
- 法務省における人権相談について
http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html
- 人権相談・調査救済制度リーフレット → 相談窓口の連絡先、相談・調査救済制度の手続の流れ、実際の事例などを簡潔に記載し、法務局が行う相談・調査救済の内容を説明。
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00194.html
- 外国人のための人権相談について
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>
- 各国立大学のハラスメント相談窓口(国立大学協会HP)
<http://www.janu.jp/univ/harassment/>
- 薬害を学ぼう(厚労省HP)
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/index.html>

○ ハラスメント防止に関する指導・啓発のための取組状況

- ✓ 72.8% 学内広報物による周知
- ✓ 65.7% ガイダンス
- ✓ 38.1% ホームページに掲載
- ✓ 14.1% 啓発的な講演会等の開催

(出典: 大学等における学生支援の取組状況に関する調査(令和元年度) / JASSO)

○ ハラスメント等防止のための取組状況

- ✓ 99.3% 学生及び教職員が相談できる窓口を設置
- ✓ 58.1% 全学的な調査・対策の常設機関を設置
- ✓ 41.4% 常設の機関は置いていないが、学内で設置が必要と認めた場合に調査委員会等を設置

(出典: 平成30年度大学における教育内容等の改革状況について / 文部科学省)

➤ 人権教育・啓発、差別の解消の推進等②

○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（H12. 12. 6法律第147号）

○人権教育・啓発に関する基本計画（H23. 4. 1閣議決定（変更））（抜粋）

（中略）高等教育については、大学等の主体的判断により、**法学教育など様々な分野において、人権教育に関する取組に一層配慮がなされるよう促していく。**

○「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の施行について」（28生社教第1号H28. 6. 20付通知）

（中略）特に、**第6条において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動等について規定**されています。

本法を踏まえた適切な対応についてご留意願います。

（教育の充実等）

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

○「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行について（28生社教第15号H29. 2. 6付通知）（抜粋）

（中略）特に、**第5条において、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発について規定**されています。本法及び附帯決議を踏まえた適切な対応について御留意願います。

（教育及び啓発）

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

薬害被害について

○薬害被害が起きた歴史的背景や、今でも薬害被害で苦しまれる方々がいらっしゃるることについては、厳粛かつ謙虚に受け止めなければならない。

○在校生に対して ⇒ 二度とこうした被害や、被害に苦しむ方々が増えないようにするためにも、あらゆる教育の場面の中で、学生に対し事実を正確に伝え、教えていくことが必要。

○教職員に対して ⇒ 例えば、子宮頸がんワクチンの接種に関連したと思われる症状など、様々な理由から健康状態を害している学生への大学側の理解不足が、教職員の心なき言動となって第二の被害を生み出さないようにする必要。

○薬害で苦しむ学生に対して ⇒ 学生との建設的対話に基づき適切な配慮について検討していく必要。
（真摯に話を聞いて適切な解決策を検討する必要。）



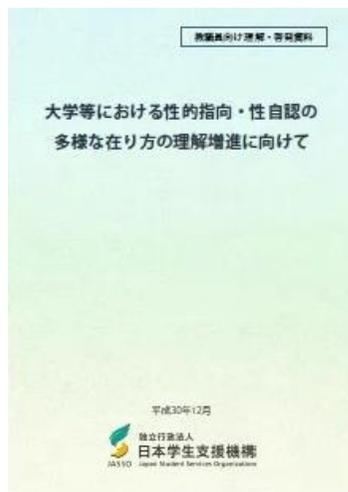
▶ 多様な性の在り方についての理解促進

- ・性的指向 (Sexual Orientation) や性自認 (Gender Identify) の多様な在り方について、社会の理解が進んでいるとは必ずしも言えず、未だにいじめや差別等の対象とされやすい現実。
- ・国内のLGBTQ+層に該当する人の比率は8.9%。(出典:電通ダイバーシティラボ「LGBTQ+調査2018」)

- 性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進めることは重要。
- 大学等において、性的少数者への理解促進や、配慮を要する学生への支援の促進に向けて、まずは教職員が偏見等をなくし理解を深めることが必要であり、教職員向けの理解・啓発資料を作成。

<参考>

- ・大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて(平成30年12月) / JASSO



【内容】

1. はじめに
2. 多様な性的指向・性自認
3. 大学等における理解の現状
4. 大学等に求められる対応
 - 大学等における対応の例
 - 検討・実行組織における対応
 - 相談窓口等における対応
 - 個々の教員・担当者等における対応
 - 大学等における配慮の具体例
 - 相談等を受けるに当たっての留意点
5. 関連用語
6. 参考(関係省庁の取組)

大学等の教職員を対象として、性的指向・性自認の多様な在り方に関する理解の増進を図ることを目的に、文部科学省や専門の有識者の協力を得て、独立行政法人日本学生支援機構が平成30年12月に作成



いわゆる「性的マイノリティ」である学生が学生生活を送るうえで**大学等に求められる対応**に関し、大学等における性別情報の取扱い・管理方法のほか、授業や学生生活等における配慮等、**必要となる支援等について記載した内容**となっている

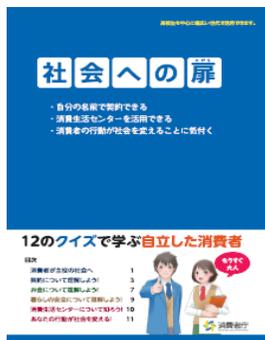
➤ 消費者教育の推進

- ・悪質商法等の被害や契約等のトラブルに遭う学生は少なくない。
- ・成人年齢が18歳に引き下げられた場合、大学生は全員成人となり、消費者トラブルに巻き込まれる可能性は従前に増して高まる。

- 消費者生活センター等と連携した学生に対する消費者教育の充実が求められる。
- 学生に対して、例えば、入学時のガイダンス等なるべく早い段階で、契約に関するトラブルやその対処方法について啓発を行うことが考えられる。
- 「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づく取組についての中で、令和2年にはすべての大学で指導・啓発を実施することが目標とされている。

<参考> ★消費者教育教材(消費者庁作成)

『社会への扉』



(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/)

★全国共通の電話番号「消費者ホットライン」188(いやや!)

(学生周知用リーフレット<https://www.mext.go.jp/content/000021641.pdf>)

○ 大学等の消費者問題に関する指導・啓発のための取組状況

(出典:大学等における学生支援の取組状況に関する調査(令和元年度) / JASSO)

- ✓ 70.3% 学内広報物による周知
- ✓ 61.9% ガイダンス
- ✓ 18.7% ホームページに掲載
- ✓ 12.0% 啓発的な講演会等の開催

○ 成年年齢引下げに伴う消費者教育全力キャンペーン(令和3年度)

(https://www.mext.go.jp/b_menu/activity/detail/2021/20210322.html)

○ 各省庁による生活者・消費者向けの教育・情報提供リンク集

(<https://www.kportal.caa.go.jp/links.html>)

▶ 学生アルバイト問題・労働法制の普及・啓発

- ・大学学部(昼間部)の86.1%がアルバイトに従事。(出典:学生生活調査(平成30年度)／JASSO)
- ・アルバイトにより学業に支障が出ることは望ましいことではない。
- ・アルバイトで働く学生も労働者である以上、当然に適切な労働条件が確保されなければならない。

● 学生がアルバイトをする際、労働基準法違反などのトラブルに巻き込まれないよう、大学等において、労働関係法規や労働者の権利に関する理解促進を図ることが重要。

<参考> ★労働法を学べるハンドブック(厚労省作成)



(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kyouyou_roudou/roudouzenpan/roudouhou/index.html)

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunit suite/bunya/mangaroudouhou.html>)



★確かめよう、労働条件!



確かめよう、労働条件!



(<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>)



➤ 性暴力への対応

- ・近年、若い女性に対するアダルトビデオ(AV)への出演強要や「JKビジネス」と呼ばれる営業等により性的被害に遭う問題が発生。
- ・被害が顕在化しにくい。



- 入学ガイダンスでの注意喚起、警察や法テラスなど相談窓口の周知等による未然防止の取組、被害学生への心のケアや関係機関への適切なつなぎ等、被害を受けてしまった場合の回復の取組等が重要

<参考>

【関連省庁のHP】

(内閣府)

・若年層を対象とした性的な暴力の啓発

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html

(文部科学省)

・いわゆるAV出演強要・「JKビジネス」等について

http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1403806.htm

・性犯罪・性暴力対策の強化について

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

○ 大学等の性犯罪の加害防止・被害予防に関する指導・啓発のための取組状況

(出典: 大学等における学生支援の取組状況に関する調査(令和元年度) / JASSO)

✓ 41.8% 学内広報物による周知

✓ 30.4% ガイダンス

✓ 6.9% ホームページに掲載

✓ 9.5% 啓発的な講演会等の開催

★性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター



性犯罪・性暴力対策の強化の方針（概要）

（令和2年6月11日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）

- 性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、心身に長期にわたる深刻な影響を及ぼす。性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要。
- 性犯罪・性暴力の根絶を求める社会的気運の高まり。
- 性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための取組が必要。また、子供の発達段階や被害者の多様性などに配慮したきめ細かな対応が必要。

性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」

[令和2年度から4年度までの3年間]

平成29年改正刑法附則に基づく事案の実態に即した対処を行うための施策の検討

性犯罪・性暴力の 特性を踏まえた取組

刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処

性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実

被害申告・相談をしやすい環境の整備

切れ目のない手厚い被害者支援の確立

教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防 （施策抜粋）

- レイプドラッグ、酩酊状態に乗じた性的行為、セクハラ等の問題や、被害に遭った場合の対応、相談窓口の周知
- 「相手の同意のない性的行為をしてはならない」「性暴力はあってはならないものであり、悪いのは加害者である」という社会の意識の醸成
- 毎年4月を、若年層の性暴力被害予防のための月間とし、啓発を徹底（AVJK問題の更なる啓発、レイプドラッグの問題など若年層の様々な性暴力の予防啓発。性暴力被害に関する相談先の周知。周りからの声掛けの必要性などの啓発）。
- SNS利用に起因する中高生などの子供の性被害を防止するため、SNS上の子供の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みに対する広報啓発を実施。

方針の
確実な
実行

- 具体的な実施の方法や期限などの工程を作成
- 毎年4月を目途に進捗状況や今後の取組についてフォローアップを実施
- 性暴力の実態把握

▶ 飲酒事故防止

- ・例年、学生の飲酒による事故や飲酒の強要等が発生。
- ・各種メディアにも、頻繁に取り上げられる社会的問題。
- ・アルコール問題は、飲酒運転、暴力、自殺、依存などにも密接に関連。



- 各大学における、飲酒事故防止等に係る徹底した取組(飲酒に伴うリスクの啓発やアルコールハラスメント防止、20歳未満の飲酒防止等)が不可欠。

<参考>

- ・アルコール健康障害対策基本法(平成25年法律第109号)
- ・第2期アルコール健康障害対策推進基本計画(令和3年3月)

【啓発及び指導にあたっての参考となる関連省庁のHP】

- ・アルコール健康障害対策(厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000176279.html>

- ・e-ヘルスネット(厚生労働省)

<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/alcohol>

○ 飲酒問題に関する指導・啓発のための取組状況

- ✓ 76.7% 学内広報物による周知
- ✓ 75.2% ガイダンス
- ✓ 22.4% ホームページに掲載
- ✓ 10.1% 啓発的な講演会等の開催

(出典:大学等における学生支援の取組状況に関する調査(令和元年度) / JASSO)

➤ 薬物乱用防止

- ・合法ハーブ等と称して販売される薬物等、乱用される薬物の多様化。
- ・インターネット等により、容易に入手することが可能。
- ・大麻事犯で検挙される大学生が年々増加。

【大麻事犯検挙人員の推移】

	H28	H29	H30	R1	R2
検挙人員	2,536人	3,008人	3,578人	4,321人	5,034人
うち大学生	40人	55人	100人	132人	219人

(出典: 令和2年における組織犯罪の情勢(警察庁))

- 啓発パンフレットを活用するなど、様々な機会を通じて、薬物乱用防止に関する教職員の意識の向上や、留学生を含む学生に対する指導の充実が必要。

<参考>

- ・危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策(平成26年8月) ★ 学生向け薬物乱用防止啓発資料
 - ・第五次薬物乱用防止五か年戦略(平成30年8月)
- 『薬物のない学生生活のために(文部科学省・警察庁・内閣府・厚生労働省)』
『学生のみなさんへ 薬物のこと大麻のこと誤解していると危険です！(厚生労働省・文部科学省)』

○ 薬物乱用防止に関する指導・啓発のための取組状況

- ✓ 77.7% 学内広報物による周知
- ✓ 71.1% ガイダンス
- ✓ 21.9% ホームページに掲載
- ✓ 15.0% 啓発的な講演会等の開催

(出典: 大学等における学生支援の取組状況に関する調査(令和元年度) / JASSO)



(http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1344688.htm)

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000768915.pdf>)

➤ギャンブル等依存症について

■ギャンブル等依存症は、①本人・家族の日常生活・社会生活に支障を生じさせるものであり、②多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の重大な社会問題を生じさせている。

■ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって①**国民の健全な生活の確保を図るとともに**、②**国民が安心して暮らすことのできる社会の実現**に寄与するため、平成30年10月、ギャンブル等依存症対策基本法(平成30年法律第74号)が施行。

■法第14条では、国及び地方公共団体は、知識の普及等のために必要な施策を講ずるものとされており、また、同法附帯決議には、青少年に対しギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組むこととされている。

■法第12条では、政府に「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」の策定を義務付け、内閣官房長官を本部長とする「ギャンブル等依存症対策推進本部」を設置し、有識者等の意見を聴き基本計画を作成することとされている。

【平成30年11月作成】
(作成取りまとめ:消費庁)

内閣官房
消費庁
厚生労働省
金融庁
Financial Services Agency

「のめり込み」にはくれぐれも御注意を
～ギャンブル等は「適度」にたしなみましょう～
「ギャンブル等依存症対策基本法」が平成30年10月に施行されました！

ギャンブル等依存症とは？

★ギャンブル等へのめり込むと、御家族などの周囲の皆さんにも影響が及びます。

- ギャンブル等依存症は、ギャンブル等へのめり込み、コントロールができなくなる精神疾患の一つです。
- ギャンブル等依存症により、日常生活や社会生活に支障を生じることがあります。
すなわち、ギャンブル等依存症は、借金の問題だけでなく、うつ病の発症などの健康問題、さらに、自殺などの社会問題を引き起こすこともあります。

★ギャンブル等依存症は、誰でも陥ってしまうおそれがあります。

- 「仕事がうまくいかない」といったストレスや、孤独感などがきっかけとなってギャンブル等に頼るようになってしまうことによって、ギャンブル等への「のめり込み」が始まってしまう可能性があります。
- 「意志が弱い」、「だらしない」といった性格が原因となる疾患ではありません。

★分かっているのにやめられない。。。ギャンブル等依存症のサインでは？

- 負けを取り戻すために、ギャンブル等をしていませんか。
- ギャンブル等のために、周囲の皆さんに嘘をつき、お金を借りていませんか。

注意すべきポイントは？

★若者の皆さん、ちょっとしたビギナズラックに注意しましょう。

- 若いころにギャンブル等を始めると、のめり込みの病状が深刻になりやすいと言われています。
なお、法令で定められた年齢に達しない方が、ギャンブル等をする事は禁止されています。

★一旦のめり込み、周りに嘘をつき始めると、気合や根性では抜け出すことができません。

- ギャンブル等への「のめり込み」から「回復」し、健康な生活を取り戻すには、同じ問題を抱えた人同士でつながり、また、専門家の支援を受けることが重要です。
- ただし、御本人の主体性が「回復」への原動力となります。

★ギャンブル等をしているときの様子が急激に変化している方は周囲にいませんか？

- 「興味を持ち、楽しんでいる」だけなのか、「のめり込み、止められなくなっている」のか、慎重に様子を見てください。

★借金の肩代わりは禁物です。

- よかれと思って、借金の肩代わりをしてしまうと、御本人が問題に向き合い、立ち直る機会を奪ってしまいます。

気になることがある場合は？

- ◆ギャンブル等依存症対策は、「ギャンブル等依存症対策基本法」に基づき、関係省庁が連携の上で取組を進めます。毎年5月の「ギャンブル等依存症問題啓発週間」の機会等を通じ、啓発活動も強化していきます。
- ◆借金があるのに、「次こそ勝つ！」と思いながらギャンブル等を続けている方はいませんか。少しでも気になることがある場合は、御相談したい内容に応じて、各窓口へ…

【相談先となる窓口の情報などが掲載されています。】

消費庁 ギャンブル等依存症 検索

(消費庁ウェブサイト http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/)

＜消費者庁作成: 消費者庁HPからダウンロード可能＞

各大学等においても、学生含む構成員へのギャンブル等依存症についての啓発が必要不可欠

ご清聴ありがとうございます